

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-法規-本事-016	承認日	2009.4.1	1/2
石川勤労者医療協会職員の学会等参加承認規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

1. 目的

石川勤労者医療協会は職員の研修をすすめ、その知識・技術の向上をはかり、もって当法人の医療活動の向上をめざすことを目的として本規定をつくる。

2. 定義

- 1) この規定で、職員とは試用期間を終えた正式職員をさす。
- 2) この規定で学会とは、医師及び医師以外の技術職員の所属する学会をさし、各学会長又は各地方学会長の招集するものをさす。
- 3) この規定で学会とは、国内で開催される学会をさし、海外で開催される学会の参加規程は別途定める。

3. 医師の学会参加の承認手続き

- 1) 医師は、経験年数にかかわらず自己の所属する学会に年1回参加することができる。参加を希望する医師は、学会参加希望承認願いを医長、医局長に提出し、医局会議の同意を得て、少なくとも4週間前までに院所長に願い出るものとする。院所長は特に重大な支障のない限りこれを認める。参加を承認した時は学会出張として取扱い、旅費規定によりその費用を支給し、上限を10万円(交通費、日当、参加費、宿泊費)とする。
- 2) 前項の他に、医長・医局長が特に参加させることが当法人にとって極めて有効と判断したときは、医局会議の同意を得て少なくとも4週間前までにその理由を付して、学会参加希望承認願いを院所長に願い出て、院所長がその理由を認め参加させることができる。その場合は、参加費に限って支給する。
- 3) ただし、発表がある場合は回数を制限せずに参加を承認し、旅費規定によりその費用を支給し、上限を10万円(交通費、日当、参加費、宿泊費)とする。
- 4) 学会において、評議員などの役職、座長、研修医の指導、指導施設更新などで参加が求められる場合は、学会参加と同様の手続で願い出、院所長がその理由を認め参加させることができる。その場合も、旅費規定によりその費用を支給し、上限を10万円(交通費、日当、参加費、宿泊費)とする。
- 5) 地方会の参加については、業務に支障のない限り承認手続きは必要ない。県外で開催される地方会への参加の際には、交通費を実費支給する。遠隔地の場合は、院所長が適宜判断する。
- 6) 出向研修中の医師が学会に参加する場合は、研修費10万円に含まれるものとし、別途支給しない。
- 7) 専門医などの単位取得や継続のためのセミナーや学会参加については、1)項の学会出張にふりかえることができる。
- 8) 専門医取得もしくは更新のための(上項の単位取得のための出張は含まない)受験費用(交通費、日当、受験料、宿泊費)に関しては、院所長がその必要性を認めた場合、全額支給する。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-法規-本事-016	承認日	2009. 4. 1	2/2
石川勤労者医療協会職員の学会等参加承認規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

9) なお、学会年会費は、3年目以降の医師は2学会、2年目まで(臨床研修医)の医師は1学会を
 院所負担とする。ただし、地方会費がある場合は含めない。

4. 医師以外の職員の学会参加の承認手続き

- 1) 医師以外の技術職員がその所属学会参加を希望するときは、その都度学会参加承認願を所
 属長の同意を得て、少なくとも4週間前までに院所長に願出するものとする。院所長は、管理会
 議の同意を得てこれを認めることができる。
- 2) 発表がある場合は、院所長が適切と認めた場合、原則旅費規程によりその費用を支給する。
- 3) 専門医取得もしくは更新のための(単位取得のための出張は含まない)受験費用(交通費、日
 当、受験料、宿泊費)に関しては、院所長がその必要性を認めた場合、その費用を支給する。

5. その他

- 1) 上記の規定にかかわらず院所長が必要と認めたときは、所属長の意見を聞いて、職員に学会又
 は研究会・講習会・学術セミナー又はこれに準ずるものに参加を命ずることができる。
- 2) 民医連が主催する各種研究会への参加は、各種研究会の世話役、幹事、発表者(発表を希望
 するものは、所属長の許可を得、その抄録を管理部に提出し、承認を得る。原則として他学会等
 への発表と重複しないもの)とし、その費用を支給する。また、以上の参加要件に該当しない場合
 で研究会に参加を希望する時は、所属長の同意を得て、院所長に申し出て承認をうける。
- 3) 本規定により学会などに参加した職員は、帰着後5日以内に参加報告書を院所長に提出しな
 ければならない。
- 4) この規定の改廃は理事長が行う。

1973年4月25日	制 定
1974年7月3日	一部改定
1975年11月26日	一部改定
1976年2月4日	一部改定
1991年8月5日	一部改定
2009年4月1日	一部改定